

佐賀県告示第 94 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護扶助のための介護予防を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 30 年 3 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 (1) 指定年月日 平成 29 年 5 月 4 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 佐賀県農業協同組合 代表理事組合長 金原 壽秀

所在地 佐賀市栄町 3 番 32 号

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 寄り合い所「すいれん」

所在地 杵島郡江北町大字山口 3399 番地 1

サービスの種類 介護予防通所介護

2 (1) 指定年月日 平成 29 年 6 月 19 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 燦燦会株式会社 代表取締役 下田 隆子

所在地 多久市南多久町大字長尾 4080 - 73

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ブライトネスしもづる

所在地 多久市多久町 589 - 1

サービスの種類 介護予防通所介護